

ベビーシッター派遣事業の利用ができるようになりました。

ベビーシッター派遣事業とは、国から委託を受けた全国保育サービス協会が、事業主等と連携して、事業主等に雇用される労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その労働者が支払う利用料金の一部又は全部を助成する事業です。

(参考)

内閣府 「ベビーシッター派遣事業」の令和元年度の取扱いについて [こちら](#)

全国保育サービス協会：ベビーシッター派遣事業のご案内 [こちら](#)

本学での取扱いについて

割引券の交付を随時行いますので、利用を希望される方は、申込書等の必要書類を総務課人事・労務係に提出してください。

[ベビーシッター派遣事業利用申込書](#)

割引券を利用できる方

本学に雇用されている教職員の方（非常勤職員を含む）で、以下の 1、2を全て満たす場合に限り割引券が使用できます。

1. 乳幼児又は小学校3年生までの児童、その他健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの児童※（以下、乳幼児等）の保護者である場合
2. 配偶者が就労している場合のほか、配偶者の病気入院等により、サービスを使わなければ就労が困難な状況にある場合

※利用条件の詳細については、[こちら](#)をご確認ください。

割引券が使用できる帯広市内の会社

(株) [しったん](#) 住所： 帯広市西1条南15丁目18番地2 TEL： 0155-22-0730

割引券の対象となるサービス

割引券が使用できるベビーシッター事業者による乳幼児等の「家庭での保育や世話」及び「家庭と保育所等との間の送迎」に限ります。

- ※ 同一家庭以外の複数の乳幼児等を同時に送迎することはできません。
- ※ ベビーシッター事業者が運営する保育等施設の送迎では利用できません。
- ※ ベビーシッターから送迎や保育等にかかる記録を受け取るようにしてください。

利用料金が1回につき2,200円以上となるサービスでのみ使用可能です。

1日（回）対象児童1人につき1枚、1か月に24枚まで使用可能です。

注意事項

義務教育就学前の児童を養育する労働者が産前産後の休業時や育児休業、介護休業等の期間で職場への復帰のためにベビーシッター派遣サービスを利用する場合には年度内4枚まで割引券を使用できます。

担当：総務課人事労務係 生田（内線5221）